

児童手当について

(健康福祉課)

6月は、児童手当支給と現況届提出月です。

児童手当は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

○対象児童

中学校修了前まで

○支給額(月額)

3歳未満 15,000円 (一律)

3歳以上小学校修了前

10,000円

(第3子以降 15,000円)

中学校修了前 10,000円 (一律)

所得制限以上 5,000円 (一律)

○所得制限

(例)扶養親族3人(妻と子2人)の場合↓所得額736万円

(収入額960万円)

※扶養親族の人数によって所得限度額が増減します。

○支給日

6月・10月・2月にそれぞれ

前月分までを支払います。

○現況届

児童手当を継続して受給する

ために、毎年6月中に児童の扶養を確認する現況届の提出が必要となります。

必要書類を受給者の方へ送付いたしますので、期日までに提出してください。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84) 0006 (直通)

町民税の納税通知書を発送します

(町民税務課)

平成26年度町民税の納税通知書(普通徴収分)を6月13日(金)に発送する予定です。期限内納付にご協力ください。

○公的年金等からの特別徴収(天引き)に係る注意点

・公的年金等からの町民税特別徴収は4、6、8月に仮徴収を行い、10、12、2月に本徴収が行われます。

・給与や他の所得に係る税額は、公的年金等から特別徴収はされません。

・公的年金等所得に係る町民税は、給与からの天引きに含めることができます。このため、給与所得と年金所得の2本立てで特別徴収をされる方もいます。ただし、65歳未満の公的年金等の所得がある給与所得者については、公的年金に係る町民税が給与か

ら天引きされます。

※なお、平成26年度から平成35年度までの10年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、現行の町民税均等割に1,000円(県民税分500円、町民税分500円)が加算されます。ご理解とご協力をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84) 1966 (直通)

自動車税の納税はお済みでしょうか

(町民税務課)

平成26年度の自動車税の納期限は6月2日(月)です。

納期限を過ぎますと、納める税額の他に延滞金もあわせて納めていただくこととなります。

納めていただけない場合には、財産(預金、給与、自動車、不動産など)の差押など、滞納処分を行うこととなりますので、ご注意ください。

○お問い合わせ

〒308-8511

筑西市二木成615

茨城県筑西市税事務所

取税第二課

☎0296(24)9190

後期高齢者医療保険料の納付方法の変更について

(町民税務課)

後期高齢者医療保険料の年金からの天引きによる納付(特別徴収)を希望しない方は、申し出をいただくことにより、口座振替による納付に変更することができます。

申請書は町民税務課(③窓口)にありますので、手続きの際には印鑑をご持参ください。

また、既に納付方法の変更申請をいただいている方は、引き続き口座振替による納付となりますので、改めて手続きの必要はありません。

○口座振替のできる金融機関

- ・武蔵野銀行
- ・茨城むつみ農業協同組合
- ・埼玉りそな銀行
- ・常陽銀行
- ・ゆうちょ銀行

※口座振替の手続きがお済みでない方は、同窓口(ゆうちょ銀行以外)で受付けますので、口座の詳細(通帳等)と銀行届出印をご持参ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84) 1966 (直通)